

□北海道石油コンビナート等総合防災・

国民保護共同訓練について

北海道総務部危機対策局参事

1 はじめに

北海道(以下「道」という。)は、平成 18 年度における国民保護訓練を国(内閣官房、消防庁)とともに、苫小牧市などの関係機関の協力を得て、総勢 26 機関、訓練参加者 134 名により、平成 18 年 8 月 25 日(金)に実施した。

今回は、初めての取組として石油コンビナート等総合防災訓練と連携し、道の緊急対処事態対策本部及び同現地对策本部の設置運営や、政府緊急対処事態対策本部、道の緊急対処事態対策本部、同現地对策本部及び市町村等との間の情報伝達等を実動で実施した。

以下訓練の内容について紹介する。

2 訓練の概要

(1) 日時

平成 18 年 8 月 25 日(金)

10:00~14:20

(2) 場所

官邸、北海道庁、苫小牧市及び厚真町

(石油コンビナート特定事業所)

(3) 目的

道は、平成 17 年度に実施した国民保護に関する図上訓練の成果等を踏まえ、国と共同して、市町村及び関係機関の協力を得て、北海道石油コンビナート等総合防災訓練と連携した国民保護訓練を実施し、道国民保護計画に基づく、北海道緊急対処事態対策本部(以下「道緊急対処事態対策本部」という)設置運営を、実動により検証するとともに関係機関との連携強化を図る。

(4) 訓練の形態

石油コンビナート等総合防災訓練と連携して実施する国民保護実動訓練

(5) 訓練想定

石油コンビナート等特別防災区域苫小牧地区東部に所在する北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所の原油タンクが爆発炎上し従業員が負傷、道は当初、原因不明の災害として対処するが、テロ攻撃を受けたことが判明するとともに、苫小牧地区西部コンビナートから連続して爆発物が発見された。

(6) 訓練内容

①道緊急対処事態対策本部及び同現地

対策本部の設置運営訓練

②政府緊急対処事態対策本部、道緊急対処事態対策本部、同現地対策本部及び市町村等間の情報伝達等訓練

(7)参加機関等

内閣官房ほか 26 機関(人員 134 名)、
その他通信訓練参加市町村 180 団体

3 石油コンビナート等総合防災訓練との連携について

石油コンビナート等総合防災訓練は、道内にある石油コンビナート防災特別地域 6 か所(釧路、苫小牧、室蘭、北斗、知内、石狩)において、隔年で持ち回り実施している大規模な総合防災訓練である。今回は、平成 15 年に発生した十勝沖地震で苫小牧地区の石油タンクが全面火災に発展した後の訓練だけに、その後、設置した「大容量泡放射砲」を使用したこれまでにない大規模な訓練となった。

さて、この訓練は、地元苫小牧市消防本部、厚真町にある胆振(いぶり)東部消防組合を始め、苫小牧警察署、室蘭開発建設部、室蘭地方气象台、苫小牧地区の特定事業者で組織している石油コンビナート等特別防災区域苫小牧地区連絡会などが参加して実施したものであり、道の出先機関である胆振支庁や道危機対策局防災消防課が訓練の内容等をコーディネートしながら参加機関の調整を行ったところである。

なお、道危機対策局は、3 課(防災消防課、参事、原子力安全対策課)で構成されているが、石油コンビナート等総合防災訓練を所管する防災消防課と国民保護訓練を所管す

る参事の両課において、今回の訓練の実施に当たり、綿密な調整が必要となったところであり、石油コンビナート等総合防災訓練と国民保護訓練をいかに組み合わせて実施するかが、工夫を要する点であった。当初から原因が不明の火災ということは、現実にはありえることから、「火災消火訓練が終了する時間と前後して、テロ情報が寄せられた。」との設定で、隊員の安全確保、つまり「テロ犯が現場付近にいる可能性があることを承知しながら、消防隊員が消火活動を実施することは、ありえるのだろうか。」という疑問をクリアした。

また、訓練におけるテロ情報が寄せられてからの消防隊員の現場確認は、関係機関との連携を密にして安全を確保した上で行われているという想定にした。

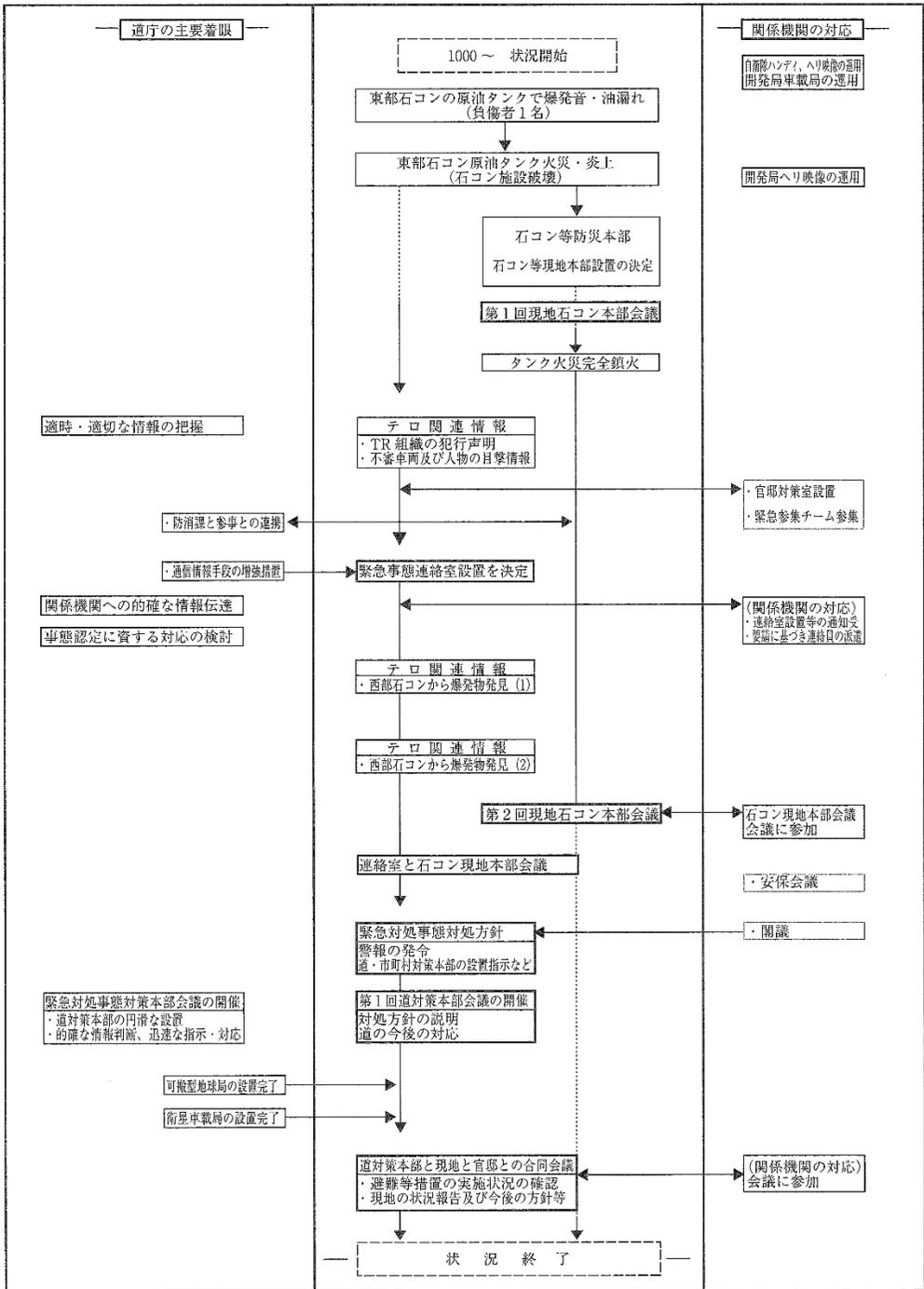
訓練の流れを示すと、おおよそ次のようになる。(次頁のとおり)

4 訓練における課題

(1)官邸一道一現地等における通信の確保

今回の訓練の最大の課題は、政府緊急対処事態対策本部(官邸)、道緊急対処事態対策本部(道庁本庁舎)、同現地対策本部(苫小牧市)との映像・音声の通信確保であった。広大な面積を有する北海道において、現地からの映像の送信や現地対策本部との通信は、迅速かつ適切な対処を行うためには不可欠である。訓練では、衛星車載局を使用し、消防庁を経由してデジタル・アナログ回線を組み合わせて、3 か所間の通信を確保できるかどうかを

北海道国民保護訓練の流れ



試みたところである。

(2) 国民保護法及び基本指針と石油コンビナート等災害防止法との関係

国民保護法第 104 条は「石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処」について規定しており、武力攻撃に伴って発生した石油コンビナート等特別防災区域に係る災害への対処についても石油コンビナート等災害防止法の規定を読み替え、基本的に適用することとしている。常設である石油コンビナート等防災本部や事態が発生した時点で設置する現地防災本部と緊急対処事態の事態認定があった後に設置する緊急対処事態対策本部と同現地対策本部は、制度上は併設することとなるが、どのように運営していけばよいか課題であった。(下図のとおり整理を行ってみた。)

(3) 参加機関における災害対応から国民保護対応への移行対応

今回の訓練は、災害対応から緊急対処事態への対応へと移行するという初の試みであり、各機関において、対処にあたる部署や装備等が異なる場合があり、関係部局間の連携も含めて各機関における対応の仕方について実践的に検討していただくことも課題となった。

5 実施結果について

石油コンビナート等総合防災訓練と連携した訓練については、現地、苫小牧地区の石油コンビナート等特別防災区域における特定事業者や関係機関による訓練実施全体会議やワーキンググループ会議へ十数回に渡り出席し、国民保護訓練に対する理解及び

国民保護（緊急対処事態）対策本部と石油コンビナート等防災本部及び災害対策本部との関係について

		事態発生	口撃情報・報知・見聞武力攻撃	事態認定	らの対指策本部（開設）	設置地地方指策本部（現）	火事・爆発（火災）	会議の開催等	
防ナ石油コンビナート等災害	本庁（石コン本部）	常設組織（石コン等災害防止法第27条第1項）						① 開催しない（現地本部委任）	
	現地（石コン現地本部）	防災本部長（知事）が設置（石コン等災害防止法第29条第1項）						② 国民保護の現対本部と合同開催	
国民保護法	国 対策本部（現地対策本部）	閣議決定（事態対処法第10条第1項）						③	
	北海道	緊急事態連絡室（本庁・関係支庁）	知事が設置（計画第3編1章1（2））	④の設置により廃止、省略される場合もあり（④の設置が早い場合）				④ 開催（状況に応じて）	
		対策本部（本庁）	閣議決定（国民保護法第25条第2項）						⑤ 開催（状況に応じて）
		地方本部（関係支庁）	知事が設置（道条例第5条及び道計画第3編2章1（1））						⑥
	現地対策本部（現地）	知事が設置（国民保護法第29条第8項及び道計画第3編2章1（5））						⑦ 開催（②と合同開催、場合により⑦のみ開催）	
市町村	緊急事態連絡室	市町村長が設置（市町村モデル計画第3編1章1（1））	④の設置により廃止、省略される場合もあり（④の設置が早い場合）				⑧		
	対策本部	閣議決定（国民保護法第25条第2項）						⑨	
	現地対策本部	市町村長が設置（国民保護法第29条第8項及び市町村モデル計画第3編2章1（5））						⑩	
	現地調整所	市町村長が設置（市町村モデル計画第3編2章1（5））						⑪	
基本災害対策	市町村 災害対策本部	市町村長が設置（市町村によって（民防法23）は、道へ移行）						⑫	
	現地災害対策本部	市町村長が設置（市町村によって（民防法23）は、道へ移行）						⑬	

連携した訓練の実施についての協力を依頼した。また、昨年度の訓練の際、協力をいただいた国民保護ワーキンググループ(道警察本部、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総監部、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊第2航空団、札幌市)から訓練想定等の作成などについて助言をいただいたところである。その結果、訓練は当初の目的をほぼ達成したものと考えている。

(1) 官邸一道一現地等における通信の確保

官邸と道及び現地との通信の確保については、事前に3回の準備訓練を実施し、本番に備えたこともあり、おおむね良好に実施された。ただし、準備段階では、音声の送受信に困難があり、このような訓練を平素行っておくことが、いざという場合に非常に重要であると確信した。このほか、通信の確保としては、陸上自衛隊北部方面通信群による道庁本庁舎と現地を結ぶテレビ会議システム、さらに、陸上自衛隊や道開発局のヘリコプターテレビ伝送システムを利用した映像の受信や、現地派遣要員による衛星系の「可搬型地球局」による通信の確保も実施し、円滑に使用できることが確認できた。

官邸、道及び現地を回線で結び開催した会議は、関係者の情報共有や意思統一を図る上で効果的であり、国民保護措置を実施する上で有用であるため、通信の確保の重要性を改めて強く認識した。

(2) 国民保護法及び基本指針と石油コンビナート等災害防止法との関係

現地苫小牧において事案が発生し、消防機関をはじめとする実動機関におい

て現場の対応を協議するため石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地本部」という。)を設置したが、その後、テロ情報が寄せられ緊急対処事態として認定されるまでの間は、依然、現地本部で対応しなければならず、今回の訓練においても、第2回目の現地本部の会議は、現地本部長の下、テロ情報についての報告、安全確保に対する留意等を議題として実施した。ただし、事態認定され、道緊急対処事態現地対策本部が設置された後は、現地本部と道緊急対処事態現地対策本部が共存することとなる。

実態としては、道の要員は、危機管理と防災対策では担当が異なり、それぞれの役割分担はあるが、対策を講じる場合は、現地本部を包含して全体として緊急対処事態現地対策本部として対応することになるものと思定し、第1回目の道緊急対処事態現地対策本部は、現地本部の機関に全て参加していただき実施した。

なお、道レベルにおいても災害対応を行うため石油コンビナート等防災本部が常設されており、他の本部と共存することとなる。

さらに、現実の場面においては、国の現地対策本部が設置されることも想定され、各本部間の連携した対応が求められることが予想される。

(3) 参加機関における災害対応から国民保護対応への移行対応

当初災害対応を行っていた各機関が、対応の途中で当該事案がテロによる犯行と判明した場合の対応については、部

隊等を出動させるための準備に時間を要することから、大規模な災害等が発生した場合は、発生当初からテロによる犯行の可能性があることも踏まえ、対応することが必要である。

今回の訓練においても当初から関係機関は、現地本部へ出動し、会議へ出席するなどして情報収集にあたり、いつでも対応できるような体制を維持することとしたところである。

実動部隊として活躍している機関のこのような危機意識は当然のことかもしれないが、常に危機意識をもって活動するとともに、組織内部部局の連絡調整や関係機関相互の連携を密にして、北海道の関係機関が全体として情勢の変化に迅速かつ適切に対応する必要がある。

6 おわりに

今年度の訓練は、当初、石油コンビナート等総合防災訓練と連携して実施する訓練として、道と石油コンビナート苫小牧地区連絡協議会が準備を進めていたが、国(内閣官房、消防庁)の参加をいただき、国との共同訓練となったことにより、石油コンビナートの防災訓練と国民保護訓練という異なる訓練を連携して実施するとともに、国、道及び現地を結んでの三者会議の開催や国から道を通じた全市町村等への情報伝達等、訓練内容が充実したものとなった。

いずれにしても今回の共同訓練は、今後の道の国民保護計画の見直しの際の参考となるものであり、国(内閣官房、消防庁)と一体となった緊急対処事態への対応の検証を行う有意義な訓練であったものとする。

今後は、今年度内に作成される各市町村の国民保護計画との連携や各支庁、東京事務所の地方本部の設置、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関との連携を踏まえた訓練の実施に努める予定である。